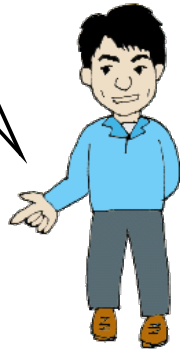


中世文書を読む (五)

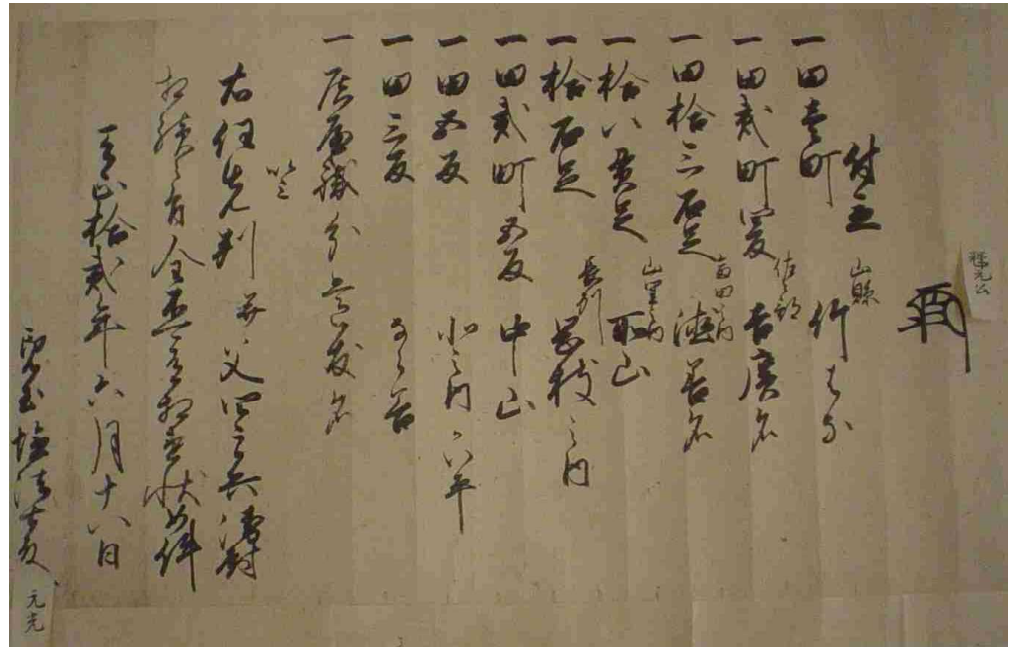
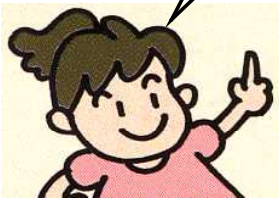
毛利輝元の文書③



これは、戦国大名の毛利輝元が出した証明書です。この展示では、この文書を題材に、文書を読み解く過程を紹介し、謎解きの楽しさを皆さんと分かち合いたいと思います。番号順(①〜③)に見ていってね。

①

くずし字じゃあ、何が書いてあるかわからんよ。どう読むん？



②

今のことばに直したら、このようになるよ。

輝元公

(花押)

付立

- 一、田舎町 山県 竹はな
 - 一、田式町四反 佐々部 吉広名
 - 一、田拾三石足 宮田之内 徳善名
 - 一、拾八貫足 山県之内 所山
 - 一、拾石足 長州 岡枝之内
 - 一、田式町五反 中山
 - 一、田五反 北之内かい平
 - 一、田三反 なら谷
 - 一、居屋職分 常友名
- 以上

右、任先判并父四郎兵衛尉相統之旨、全不可有相違状如件

天正拾貳年六月十八日

児玉塩法士殿 元光

【現代語訳】

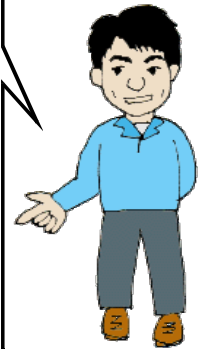
右の所々の所領等は、先の証明書及び父四郎兵衛尉が相統していた事実にしたがって、あなたが受け継ぐことに、間違いありません。



なるほど。
 そういえば、この文書、
 前に見たことがある。
 たしかあ、
 「中世文書を読む(一)」
 のときじゃね。



そうそう。
 これは、
 毛利輝元もうりてるもとさんが、
 児玉塩法士こだましおほうしさんの相続を
 正式に認めた文書じゃ！



正解！
 塩法士しおほうしの父親の四郎兵衛尉しろうひょうゑのじょうが、天正十二年
 (一五八四)三月までに亡くなったようで、
 それを受けて輝元が、塩法士の相続を認めた
 のがこの証明書です。
 「先判せんぱん」とあるのは、左に示した文書です。
 「祖父豊前守ぶぜんのかみ→父四郎兵衛尉→子塩法士」と、
 児玉家の権益相続を殿様の輝元が認めてきた
 ことが知られます。
 こうした正式の証明書を、文末の言葉を用い
 て、当時「一行いっこう」と呼んでいました。

【先判せんぱん】

父豊前守(就光)給地少茂無残所宛遺之畢、
 此外於代官所預等茂聊無相違全可知
 行者也、仍一行如件
 天正五年二月十六日 輝元御判
 児玉四郎兵衛尉(元村)殿

(現代語訳)

父の豊前守(就光)の給地は全部あなたに違
 わします。この他の代官所なども間
 違いなく支配しなさい。一行いっこうは以上
 のとおりです。



塩法士さんが相続した所領は、
 「吉町」……面積
 「拾八貫」……銭の貫高
 「拾石」……米の石高のように、
 様々な単位で表現されとるネ。
 しかも、いろいろな所にあつたんじゃネ。
 例えば、
 「山県」は山県郡、
 「長州」いうたら今の山口県のことよね。

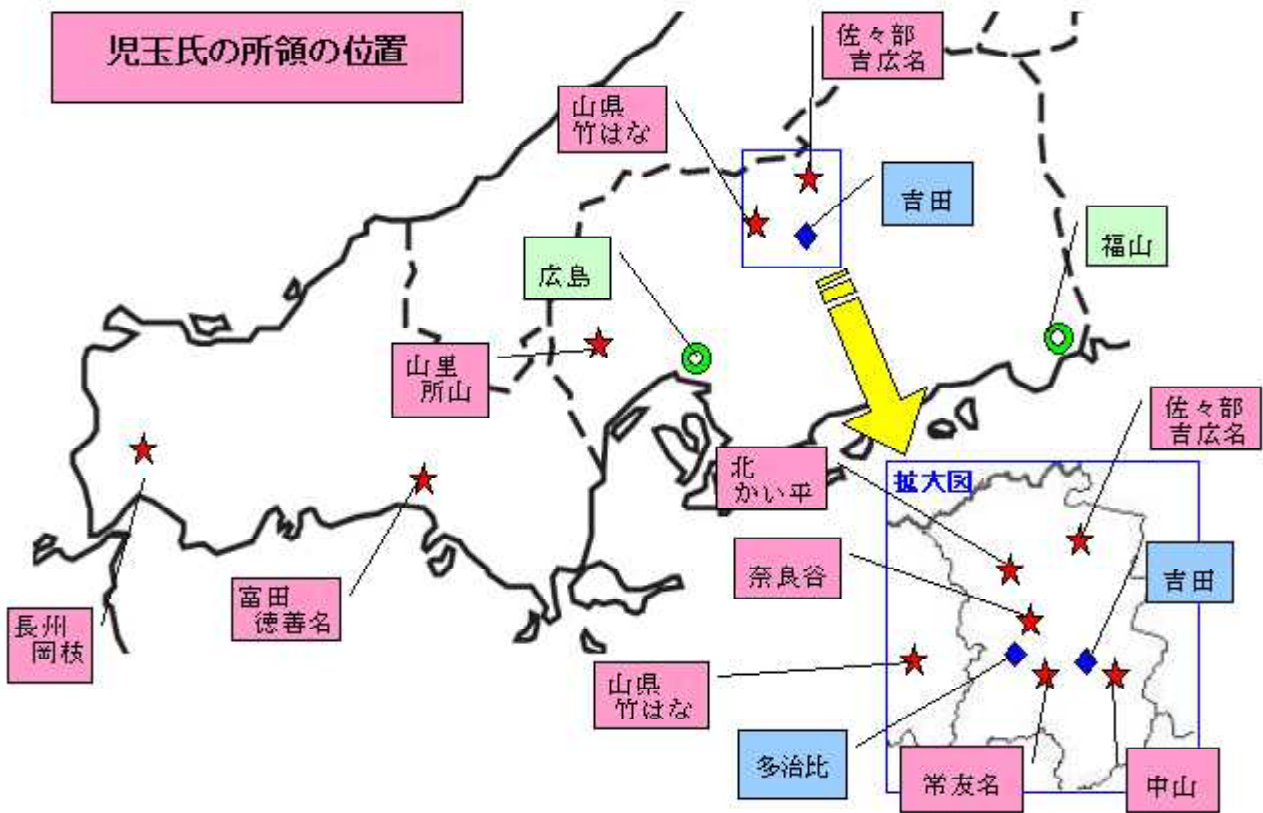
表 児玉氏の所領とその毛利氏知行宛行状

所領	現在の推定地	知行宛行状の年月日				差出人	宛名
		年号	西暦	月	日		
山県 竹はな	広島県山県郡北広島町壬生	天文21	1552	4	11	毛利元就	児玉就光
佐々部 吉広名	広島県安芸高田市高宮町佐々部	弘治2	1556	10	18	毛利隆元	児玉就光
富田 徳善名	山口県周南市富田	永祿2	1559	11	25	毛利元就	児玉就光
山里 所山	広島県廿日市市佐伯町津田	永祿3	1560	11	16	毛利隆元	児玉就光
長州 岡枝	山口県下関市菊川町岡枝	元龜3	1572	閏正	13	毛利輝元	児玉元村
中山	広島県安芸高田市甲田町小原						
北 かい平	広島県安芸高田市美土里町北			8	5	(毛利元就)	児玉就光
なら谷	広島県安芸高田市美土里町横田						
常友名	広島県安芸高田市吉田町常友						

そのとおり！
統一した基準で検地されてないけえ、土地の規模の表し方が、まちまちなんですよ。各地の所領を地図に落とすと、下の図のようになるよ。

一般に、殿様（主人）が家臣（従者）に所領を与える際に作成する文書を、ちぎょうあてがしきょう知行宛行状と言っつ。
児玉氏が各地の所領を毛利氏からいつ与えられたか、知行宛行状を探して調べてみると、左の表のようになるんじや。

児玉氏の所領の位置



「山県」も「長州岡枝」は、てんぶん天文二十一年（げんき元龜三年、一五五二〜一五七二）頃、「北」はそれ以前に、毛利氏から与えられています。一方、「中山」「なら谷」「常友名」については、いつ、どのようにして児玉氏の所領となったのか、物語る知行宛行状はありません。

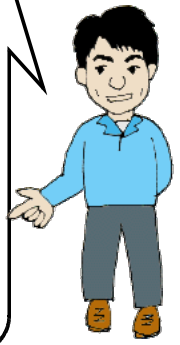


なんでないん？

もともとあったけど捨てられたんかねえ？
それとも、はじめからなかったんじやろうか？



⑨



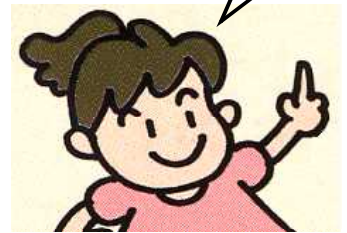
毛利氏からもらった知行宛行状の内、六通は大事に保存して、三通は捨ててしまったとは、考えられないと思うよ。三か所分の知行宛行状は、はじめからなかったんじゃ。

⑩

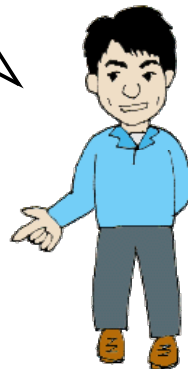
知行宛行状のある六か所は、いずれも毛利氏の本拠地「吉田」（今の安芸高田市吉田町吉田を中心とする地域）ではありません。いわば、侵略地です。家臣は実力で所領の支配に臨みますが、支配を正当化する拠り所（根拠）を必要としました。これが知行宛行状です。こうして、知行宛行状という文書が作られるようになりました。毛利氏では、永正年間（一五〇四〜一五二一）から作られたようです。

⑪

ふくん、なるほどね。じゃあ、知行宛行状のない三か所は、永正年間よりも前にもらったのかな？



⑫



「常友名」は吉田の南隣の地名で、児玉さん代々の「居屋敷」（屋敷）はここにありました。「なら谷」は毛利元就が育った多治比の北隣、「中山」は吉田の東隣の山田に、それぞれ地名があります。したがって、これらの場所は、毛利氏の本拠地内の土地と考えられ、児玉氏が知行宛行状をもらって支配を正当化する必要もなかったんじゃないかな。

⑬

このように、この三か所は、

- ・毛利氏の本拠地内の宛行であること、
- ・その中に児玉氏の屋敷があること、
- ・知行宛行状が存在しないこと、

などの理由から、永正年間（一五〇四〜一五二一）よりも前に児玉氏が毛利氏から与えられたんじゃと思うよ。毛利氏の勢力が拡大して、侵略地などで家臣を新たに採用するとき、所領を知行宛行状によって与えていきます。これにより、主従関係が明確になるからです。与えるのが主人、もらうのが従者です。こうして、知行宛行状がどんどん作られるようになります。